

使用開始までの流れ

1

事前相談

- 基本使用水量の説明
・給水対象:100m³以上/日
- 責任水量制の説明(※1)
- 配水管敷設状況等の確認(※2)
- メーター設置に関する確認(※3)

等

(※1)
責任水量制のため、使用しなくても料金は発生します。

(※2)
敷設されている配水管から離れた位置や配水管の現況により使用が難しい場合があります。

(※3)
メーターは貸与することができますが、使用者が所有するメーターを設置する場合、申請が必要です。

2

申請

- 給水の申込み
・使用水量申込書(様式第2号)(※1)
- メーターの設置(所有メーター設置の場合)
・メーター設置承認申請書(様式第17号)

等

(※1)
1日当りの使用水量および時間最大使用水量の予定を定めて申込みが必要です。

3

工事申込

- 工事の申込み(給水施設の新設の場合)
・給水・流末施設工事申込書(様式第5号)(※1)

等

(※1)
(給水施設)
配水管から分岐した給水管及びこれに付属する給水用具のことで、水道メーターまでの施設

(流末施設)
給水施設から延長して設けられてた給水管及びこれに付属する給水用具(受水槽を設置する場合は、受水槽以下のものを除く)

4

工事

- 工事の施工(※1)(※2)
・工事着手届(様式第7号)
・設計審査等申込書(様式8号)
・材料検査申込書(様式8号の2)
・工事検査申込書(様式8号の3)

等

(※1)
工事の設計および施工は管理者または管理者が指定するものを行います。工事の設計および施工の際は、設計審査、材料検査、竣工後は工事検査を受ける必要があります。

(※2)
工事の設計、施工、審査及び検査に要する費用は使用者等の負担になります。

5

使用開始

- 使用開始の届け出
・工業用水道使用開始、中止、廃止届(様式第15号)

等

よくあるご質問等

Q 使用料金はいくらですか

A ・基本料金:27.5円/㎥（税抜）
・超過料金: 55円/㎥（税抜）
・その他メーターを貸付けた場合は、口径に応じ貸付料金がかかります。（料金は責任水量制となります。）

Q 責任水量制とはなんですか

A 契約受水量を前提とした給水能力を有する施設を整備することから、実使用水量にかかわらず、契約水量に応じて料金を徴収する制度です。

Q 超過料金とはなんですか

A 契約水量を超えて使用した水量にかかる料金で、基本使用水量の1/24を超えて使用した水量にかかります。

Q 給水開始までの期間について

A 配水管の敷設状況や配水管の現況等により、使用開始までの期間は異なりますので、ご相談ください。

Q 給水開始するまでにかかる費用はどのようなものがありますか

A 配水管以降の給水施設および流末施設の工事に要する費用は、使用者負担となります。また工事に際しての検査等の費用も必要となります。

Q 工業用水道の配水管の敷設状況等はどこで確認できますか。

A 上下水道局水道課へお問合せください。
TEL：072-783-1663

Q 給水対象・使用用途について

A ・使用水量が100㎥以上/日が対象です。
・原則として工業用水は製造業(物品の加工・修理)等の事業所が対象です。雑用水として利用される場合は、お問合せ下さい。

Q 工業用水道の水質について

A 条例で以下の基準を設けています。
・水温：摂氏30度以下
・濁度：20P.P.M以下
・水素イオン濃度：6.0度以上8.0度以下

Q 利用にあたっての留意事項について

A 本市には、工業用水の利用者で構成される協議会があり、工業用水の利用開始にあたり、当該協議会への案内をしています。